

若者活動支援イベント実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、若者活動支援イベント実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、若者たちの夢や希望を応援するための活動支援イベントの事業を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) イベントの企画及びその運営に関すること
- (2) イベントの宣伝及び紹介に関すること
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 本会は、旭川市、旭川商工会議所、(社)旭川観光協会、その他の関係団体及び本趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 1名

2 役員は、構成団体に所属する者の中から選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 選任された役員が任期中にその構成団体の職務を離れたときは、その職務の後任者が役員に選出されたものとみなす。

ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

(職務)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長は委員長があたる。

2 会議に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 事業計画及び予算に関すること
- (4) 事業報告及び決算に関すること
- (5) その他の必要事項

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、旭川市子育て支援部子育て支援課青少年担当内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長，事務局次長，書記を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 書記 若干名

(会計)

第9条 本会の会計は，負担金，その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計は，4月1日に始まり，翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか，本会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この規約は，平成23年8月24日から施行する。